

第 100 回浦安市情報公開・個人情報保護審査会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年 9 月 29 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 30 分
- 2 開催場所 浦安市中央公民館 2 階 視聴覚室
- 3 出席者
(委 員) 飯田会長、下井副会長、永治委員、海老原委員、兼重委員
(実施機関) 稲岡法務文書課長、兵頭法務文書課課長補佐、村山
渡邊議会事務局庶務課長、内田庶務係長
(事務局) 内田総務部次長、菊地情報公開・文書係長、神谷
- 4 傍聴者 3 名
- 5 議 事
(1) 諮問第 52 号
「（仮称）浦安市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び浦安市
情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う意見について」
(2) 諮問第 53 号
「浦安市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う意見について」
- 6 資 料
・ 諮問書一式（諮問第 52 号関係）
・ 諮問書一式（諮問第 53 号関係）
- 7 議事の概要
(1) 諮問第 52 号について、実施機関（法務文書課）より概要を説明し、質疑応
答を行った。審議の結果、後日、説明の補足資料の提出を受け、再度審議を
行うこととなった。
(2) 諮問第 53 号について、実施機関（議会事務局庶務課）より概要を説明し、
質疑応答を行った。審議の結果、後日、説明の補足資料の提出を受け、再度
審議を行うこととなった。
- 8 会議経過
(1) 諮問第 52 号について
個人情報保護法の改正に伴い、（仮称）浦安市個人情報の保護に関する法
律施行条例の制定及び浦安市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
について、実施機関が作成した資料をもとに策定の方針について説明の後、
審議が行われた。その際の主な審議内容等は、次のとおり。

【主な審議内容等】

(委員) 開示請求に係る手数料について、改正法第 89 条第 2 項は、地方公共団体の場合、条例で定めることで「実費の範囲内において…手数料を納めなければならない。」としています。これは申請手数料のことですが、ガイドラインや個人情報保護委員会の Q & A では、同条第 3 項で利用しやすい額とするよう配慮しなければいけないとされていることを踏まえて、無料でもかまわないとあったところで、浦安市も、これまでのやり方も踏まえて無料とすると。それは一つの考え方、国のやり方とは違いますが、地方におけるやり方の一つであろうと思います。

他方で悩ましいのが交付手数料、つまりコピー代です。国は取らないわけですが、これについては今回の案では取る。従量制ですね。従来のやり方を継承するのだと思いますが、これまでは個人情報保護法と関係なく、条例で独自にやることができたわけですが、今後は個人情報保護法の施行条例としてやらなければならないので、法律との適合性が問題となってきます。

要するに、法律の第 89 条第 2 項による申請手数料は実費としては取らない。にもかかわらず、交付手数料は実費としてコピー代を取ると。交付手数料を実費の範囲内で取ることについては法律にはどこにも根拠がない。この案のようなやり方が、この法律の解釈として成り立つのかどうか。現段階での実施機関のお考えを教えてください。

(実施機関)

今回のご指摘を踏まえて、議案上程までの間に整理して考えていきたいと考えます。

(委員) これまで国と自治体では、手数料については随分考え方が違った、真逆の考え方をとっていたのに、今後は法律に基づいて自治体もやるから、考え方がバラバラだといろいろな齟齬が生じてくると思われるので、そこはしっかりと論点をあらかじめ整理しておかないと、今後いろいろなトラブルの原因になるだろうと思います。

(委員) 開示決定等の期限について、現行の浦安市の条例では期限 15 日、延長 45 日、合わせて 60 日。法律では期限 30 日、延長 30 日、合わせて 60 日。合わせて 60 日というところでは変わらないというご提案だと思います。しかし、期限が 15 日から 30 日になるのは、市民の目から見れば不利益変更です。合わせて 60 日だから、というのは理由としては少し弱いので、それなりに合理性があるのだということは示してほしいと思います。

(実施機関)

なるだけ早い期間のうちに開示をしていくということは、実施機関の

心得としてはしっかりやっていきたいと思うところです。ただ、中には、どうしても時間がかかってしまうものもありますので、合わせて 60 日は崩したくないというところであり、そこは強調してしまったのですが、あくまで「以内」というところで捉えております。

(委員) それは運用上の話で、あくまで条例上は数字が変わる。そこだけ見れば、これははっきり不利益変更なので、やはりそれでも構わないのだという理由を説明していただきたい。

(委員) 現状はどうなのですか。期限の 15 日で運用できているのですか。あるいはむしろ 15 日では厳しく、何日か延長することが多いのですか。

(実施機関)

ケースにもよりますが、ご本人が市の相談を利用した内容についてという開示請求がありますと、関係機関の対応なども含めて、ご本人の言ったこと、あるいは関係者が言ったこと、こちらの特定に時間を要し、60 日かかってしまうというのが現状です。

(委員) 現実として、45 日最大で延長することが多いのですか。それとも 45 日までいかなくとも例えば 30 日延長とか、だいたいどれくらい延長期間を設けていることが多いのですか。

(実施機関)

45 日という延長期間を認めておりますので、やはりそのぎりぎりまで使ってしまうというのが多いのが現状です。

(委員) 別紙 2 の 2 ページ「方針を踏まえた法令上の諮問先の整理」で、情報公開・個人情報保護審査会は、基本的には現状と仕事の内容は変わらないということなのですがけれども、一方で国の個人情報保護委員会というのできる、それは地方公共団体に対しても助言などができるということになっていて、そこら辺の役割分担とかは、もし整理されていれば、教えていただければと思います。

(実施機関)

法律の解釈について、全国共通ルールということですので、これは審査会にご意見をお聞きするのではなく、国の委員会に確認をして実際の運用を図っていくということが、現状では見込まれているところです。

(委員) 「その他の諮問」という範囲が、従前よりは狭まると、そういう認識でしょうか。

(委員) 別紙 1-1 の 2 ページの (2) のイのところについて、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することができるというのが法の定めということになっていまして、ガイドラインでは例

として、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見というのが挙がっているのですけれど、そういうことに関してもこの審査会に諮問をするということになりますか。

(実施機関)

今後、オンライン結合の制限がなくなることになりますので、その際、こういった対策を講じているがよいですか、というような諮問が予測される場所です。そうすると、専門知識、知見を持った方のご意見というのも交えていかなければならないと考える場所です。ただ、それが今後どういう形で出てくるのかというのは現時点では予測ができていませんので、そういった知見を有する方の委員の参加というのも視野に入れながら考えていかなければならないと思います。

(委員) 別紙1-1の2ページの行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について、現時点では導入見送りというのは、それでよろしいと思いますが、当分の間ということになっていて、当分の間ということは、いつかは導入することになると思われます。他の自治体の動向を踏まえてということなのでしょうけれど、市としては今のところどれくらいでとお考えなのでしょうか。

(実施機関)

国からは、期間的な猶予がどれくらいあるのかということは示されていません。実際に期間が示されるまでは現状維持をと考えている場所です。

(委員) 導入に消極的な理由に、「現行の制度である非識別加工情報の仕組みについても導入していない」というふうに述べておられますが、可能な制度を設けていない理由というのは、条例を制定する際にあったのでしょうか。

(実施機関)

条例制定の際に非識別加工情報について考慮されたかどうかは、確認できていません。

(委員) 外部の者がこういう情報を使いたいという提案や希望が、市レベルではあまりないということなのですか。

(実施機関)

政令市や都道府県など大きいところではニーズが見込まれるのかなと思いますけれども、浦安市のような人口17万人の都市でこの匿名加工情報がどのように活かされるのか、ちょっと具体的にイメージしにくいところもあるのは事実かなと思います。

(委員) 審査会条例の改正の件について、要するに、法令上の位置付けが変わ

るということで理解してよろしいですか。

(実施機関)

おっしゃるとおりです。

(委員) 手数料の件について、これまで何年間かで、実際に保有個人情報の開示請求について、コピー代がどれくらいかかっているのか、もし可能であればお調べいただけますか。結局公金を使っているわけですので、少なければいいのかと言われるとそうでもないのかもしれないですが、多いかどうかは一応目安にはなるかと思えますから。

(実施機関)

調べてご提出します。

(2) 諮問第 53 号について

個人情報保護法の改正に伴い、浦安市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、実施機関が作成した資料をもとに策定の方針について説明の後、審議が行われた。その際の主な審議内容等は、次のとおり。

【主な審議内容等】

(委員) 条例の制定について、諮問書には案が示されていないので、何について意見を言えばいいのかわからないのですが。

(実施機関)

基本的には、全国市議会議長会から示された条例の例をもとに、浦安市の新しい条例に合わせた形で制定していこうというものです。

(委員) それは先ほどの説明を聞けば分かりますが、この文書だけ見ても、何について意見を言えばいいのかわからないと思うのです。この諮問は公表されるのですか。

(事務局) 審査会から出される意見書の方を公表します。

(第 101 回審査会にて、意見書は公表しないと訂正済)

(委員) 諮問書は公表しないのですか。

(事務局) 諮問書について公表するかは未定です。

(委員) いずれにしても、我々が意見書や答申を出すときに、こういうことについて実施機関から諮問があったので、それに対する答え、意見を言わなければならないと思えますから。条例案もはっきりとした形で出てなくて、中でもどこがポイントなのかもわからなくて、特にどこに意見が必要なのかも書かれていなくて。

(委員) 実施機関としては、全国市議会議長会の案をそのまま条例にしようとしているのですか。例えば手数料の点など、先ほどの行政機関の場合と

異なることとなります。議長会の案を参考にされてもいいと思うのですが、これを立法化するときは、本市ではどうなのか、その他の条例等々と照らし合わせながら一貫したものを作っていかなければならない。たたき台としてこれがあるのは構わないと思うのですが、市議会としてはこうしようとしている、あるいは原案の段階ではこういうことが考えられている、というのをまとめていただいて、それを我々に聞いていただけると意見が述べやすいと思うのです。

(委員) 一回お持ち帰りいただき、もう一回、何が聞きたいのかについて明確にさせていただいた上で、改めて審議の機会を持ちたいと思います。

以上